

## VIII

## 届出・報告様式

港湾労働法関係の主な届出・報告様式及び添付書類は以下の一覧でご確認ください。ただし、添付書類については、個々の届出に応じて変更・追加になる場合もあります。

また、港湾労働者派遣制度に関する様式等、一部を除き、ハローワーク品川 HP【港湾労働課からのお知らせ】→【冊子・各種届出・様式関連】からダウンロードして、活用いただくことも可能です。

届出書類に事業主印は必要ではありません。ただし、届出後に内容の訂正がある場合には、事業主（港湾労働法代理人）印が押印された届出書（必要に応じて理由書）が必要になります。

## 届出・報告一覧

区分	届出・報告用紙 (掲載ページ)	届出・報告が必要な場合	添付書類
月例報告	①港湾労働者就労状況等報告(32ページ)	各月における港湾労働者の、港湾運送業務の就労状況、雇入れ状況、教育訓練の実施状況等を、翌月15日までに報告	—
	②荷役機械借受け状況報告(36ページ)	港湾運送業務を行う事業所ごとに、各月の荷役機械(小型フォークリフト)の借受け状況を、借受け実績の有無に関わらず、翌月15日までに報告	—
事業所関係	③港湾労働法適用事業所開設届(38ページ)	港湾労働法適用区域内で港湾運送の事業(港湾倉庫での倉庫荷役含む)を開始したときに届出	届出様式内に記載
	④事業所名称・所在地変更届(39ページ)	事業所の名称・所在地等に変更があったときに届出	全員分の港湾労働者証及び写真登記簿謄本又は賃貸借契約書等
	⑤港湾労働法適用事業所業種変更届(40ページ)	事業所の港湾運送業務の種類に変更等があったときに届出	運輸局からの許可証等
	⑥港湾労働法適用事業所廃止届(41ページ)	事業所を廃止したとき又は港湾運送事業(倉庫專業の場合は、事業所として設置した際の該当倉庫における倉庫荷役)を行わなくなったときに届出	全員分の港湾労働者証、港湾労働者証返納届
	⑦代表者変更届(42ページ)	代表者の変更があったときに届出	登記簿謄本又は事業所の正式な対外的周知文書
	⑧港湾労働法代理人選任・解任届(43ページ)	代理人を選任し、又は解任(変更)したときに届出	—
	⑨雇用管理者選任・解任届(44ページ)	雇用管理者を選任し、又は解任(変更)したときに届出	—

区分	届出・報告用紙 (掲載ページ)	届出・報告が必要な場合	添付書類
港湾労働者証関係	⑩港湾労働者雇用届 (45ページ)	① 港湾運送の業務に従事させるために、新たに常用労働者を雇入れたとき ② 既に雇用して港湾運送以外の業務に従事させていた労働者を、配置換えして港湾運送の業務に従事させるとき ③ 既に雇用して港湾運送の業務に従事させている日雇労働者の身分を、常用労働者に切り替えて引き続き港湾運送の業務に従事させるとき * 港湾運送の業務に従事させる前に届出 * 東京港では、週の所定労働時間が通常の労働者の4分の3未満の労働者(日雇労働者を除く)も届出が必要(写真は不要) * 添付書類は雇用形態に応じて追加の場合あり	写真1枚 雇用保険・社会保険取得等確認通知書(所定労働時間が週20時間未満の場合は雇用契約書)他
	⑪常用労働者氏名変更届 (50ページ)	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の氏名に変更があったときに届出	港湾労働者証、写真1枚
	⑫常用労働者職種変更届 (51ページ)	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の職種を変更したときに届出	港湾労働者証、写真1枚
	⑬港湾労働者派遣事業関係変更届(52ページ)	派遣対象労働者では無かったものを派遣対象労働者としたとき又は、派遣対象労働者を派遣対象労働者から外したときに届出	港湾労働者証、写真1枚
	⑭港湾労働者証再交付等申請書(53ページ)	港湾労働者証を亡失・滅失したとき又は、写真が本人であることを認めがなくなったときに届出	港湾労働者証、写真1枚
	⑮港湾労働者証返納届 (54ページ)	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が退職、もしくは配置換え等で港湾運送の業務に従事しなくなったとき等に届出 ※返納時に港湾労働者証を紛失していた場合の紛失に関する届出を兼ねる	港湾労働者証
	⑯常用労働者転勤届 (55ページ)	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を、6大港の事業所に転勤させたときに届出 ※転勤先を管轄するハローワークへ提出	港湾労働者証、写真1枚
その他	⑰他港出張届 (56ページ)	港湾労働者(日雇労働者を含む)を臨時に他の5大港に出張させるときに届出 ※出張前に出張元のハローワークへ届出 ※継続的に他港で就労する場合は転勤届を届出	—
	⑱日雇労働者雇用届 (57ページ)	安定所の紹介によらないで日雇労働者を雇入れたとき、当日就労させる前に届出	—
	⑲倉庫荷役の作業状況及び入出庫量調査回答書 (61ページ)	港湾倉庫調査実施時及び港湾指定区域において営業倉庫を営む場合に提出 ※定期調査は3年に一度実施。	—

派遣事業関係の届出書式および記載例は、派遣元責任者講習会で配布した冊子、「港湾労働者派遣事業を適正に実施するために」をご覧ください。様式はハローワークで配布しております。

## 港 湾 労 働 者 就 労 状 況 等 報 告

（令和 年 月分）

店社番号 品	① 常時港湾 運送の業務に 従事する常用 労働者	②①以外の 常用労働者	③ 他の事業 主からの派 遣労働者	④ 日雇労働者	計	⑤ ①のうち 港湾労働者派 遣事業の派遣 対象労働者				
月末現在在籍者数	人	/	/	/	/	人				
当月中就労実人員										
当月中新規雇用者数										
当月中離職者数										
当月中の 置配転 状況	他の業務から港 湾運送の業務へ									
	港湾運送の業務 から他の業務へ									
当月中の 派遣対 象	新たに派遣対象 とした数									
	派遣対象から除 外した数									
就 労 延 日 数	船内作業					日	日	日	日（日）	日
	はしけ作業								（ ）	
	沿岸作業				（ ）					
	いかだ作業				（ ）					
	船舶貨物整備作業				（ ）					
	倉庫作業				（ ）					
	合 計				（ ）					
※ ①の常用労働者については、自己の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を、⑤の派遣対象労働者については、他の事業主の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を記入して下さい。										
教育 実 施 状 況 の 訓 練	種 類	人	人	期 間	備 考					
備 考										

港湾労働法第11条及び港湾労働法施行規則第10条の規定に基づき、令和 年 月分を上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

事業所所在地  
事業所名  
事業主氏名

品川 公共職業安定所長 殿

様式第5号(第10条第2項関係)(裏面)

注意

第1 一般注意事項

1 報告の提出について

この報告は、事業所の管轄公共職業安定所長に、報告に係る月の翌月15日までに必ず到着するように提出してください。

2 報告の期間について

この報告は、毎月1日から月末に至る1月間について記入してください。ただし、それが困難な場合は、賃金締切日等を最終日とする1月間をもって報告期間として差し支えありませんが、その場合は、備考欄にその旨を明記してください。

第2 各欄注意事項

1 「① 常時港湾運送の業務に従事する常用労働者」

港湾労働法第9条第1項の届出をしている労働者のうち、常時港湾運送の業務(港湾労働法第2条第2号の業務をいいます。

13の説明を参照してください。)に従事する者をいいます。

すなわち、港湾労働法第9条第2項に基づき港湾労働者証を交付された者及び同証を交付されていないがこれに相当する者のことです。

2 「② ①以外の常用労働者」

港湾労働法第9条第1項の届出をしている労働者のうち、①の常用労働者以外の常用労働者をいいます。

すなわち、通常は港湾運送の業務以外の業務に従事している常用労働者で臨時に港湾運送の業務に従事する労働者のことです。

3 「③ 他の事業主からの派遣労働者」

労働者派遣契約に基づき港湾労働法第18条第1項の港湾派遣元事業主から派遣される労働者をいいます。

4 「④ 日雇労働者」

港湾労働法第9条第1項の日雇労働者をいいます。すなわち、日々又は2月以内の期間を定めて雇用される労働者のことです。

5 「⑤ ①のうち港湾労働者派遣事業の派遣対象労働者」

①の常用労働者のうち、港湾労働者派遣事業の対象となる労働者をいいます。

すなわち、他の事業主との労働者派遣契約に基づき、他の事業主の指揮命令の下に港湾運送の業務に従事することがある労働者をいいます。

6 「月末日現在在籍者数」

この欄には、報告期間の末日において事業所で雇用している①の常用労働者及び⑤の派遣対象労働者の実数を記入してください。休職、病気、欠勤等のため報告期間中に1日も働かなかった者、行方不明であるがまだ解雇されていない者等も含め、全数を記入してください。

7 「当月中就労実人員」

この欄には、以下の数を記入してください。

イ ①の常用労働者のうち、報告期間中に、自己又は他の事業主の指揮命令の下、1日以上港湾運送の業務に従事した人の数

ロ ⑤の派遣対象労働者のうち、報告期間中に、他の事業主の指揮命令の下、1日以上港湾運送の業務に従事した人の数

8 「当月中新規雇用者数」

この欄には、以下の数を記入してください。

イ ①の常用労働者であつて、報告期間中に新たに雇い入れた者の数

ロ ⑤の派遣対象労働者であつて、報告期間中に新たに雇い入れた者の数

9 「当月中離職者数」

この欄には、以下の数を記入してください。

イ ①の常用労働者であつて、報告期間中に離職した者の数

ロ ⑤の派遣対象労働者であつて、報告期間中に離職した者の数

10 「当月中の配置転換状況」

この欄のうち、「他の業務から港湾運送の業務へ」の欄には、港湾運送の業務以外の業務に従事していた常用労働者であつて、報告期間中に配置転換によつて常時港湾運送の業務に従事することとなつた者の数を、また、「港湾運送の業務から他の業務へ」の欄には、常時港湾運送の業務に従事していた常用労働者であつて、報告期間中に配置転換によつて港湾運送の業務以外の業務に従事することとなつた者の数を記入してください。

11 「当月中の派遣対象労働者等の数」

この欄のうち、「新たに派遣対象とした数」の欄には、港湾労働者派遣事業の対象でなかつた常用労働者であつて、報告期間中に新たに港湾労働者派遣事業の対象となつたものの数を、「派遣対象から除外した数」の欄には、港湾労働者派遣事業の対象であつた常用労働者であつて、報告期間中に港湾労働者派遣事業の対象でなくなつたものの数を記入してください。

12 「就労延日数」

この欄には①から⑤までの労働者の区分ごとに、それぞれの労働者が報告期間中に港湾運送の業務に就労した延日数を記入してください。なお、④の( )内には、公共職業安定所の紹介によらないで雇い入れた日雇労働者について内数で記入してください。また、①の常用労働者については、自己の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を、⑤の派遣対象労働者については、他の事業主の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を記入してください。

13 「船内作業」、「はしけ作業」、「沿岸作業」、「いかだ作業」、「船舶貨物整備作業」及び「倉庫作業」

(1) 「船内作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)をいいます。

(2) 「はしけ作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為をいいます。

(3) 「沿岸作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)をいいます。

(4) 「いかだ作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為をいいます。

(5) 「船舶貨物整備作業」とは、港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)をいいます。

(6) 「倉庫作業」とは、港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)をいいます。

14 「教育訓練の実施状況」

この欄には、①、②及び④の労働者に対し港湾運送の業務について報告期間中に実施した教育訓練の状況を記入してください。

15 「備考」

上記第1の2の記載その他特に公共職業安定所に連絡すべき事項を記入してください。

16 「その他」

事業主が法人である場合はその主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。

余白に店社番号を記入してください。

# 港湾労働者就労状況等報告 (令和 年 月分)

品〇〇〇		① 常時港湾運送の業務に従事する常用労働者	②①以外の常用労働者	③ 他の事業主が派遣	④ 日雇労働者	⑤ ①のうち港湾労働者派遣事業の派遣対象労働者
月末現在在籍者数		人				人
当月中就労実人員						
当月中新規雇用者数						
当月中離職者数						
当月中の配置転状配	他の業務から港湾運送の業務へ					
	港湾運送の業務から他の業務へ					
当月中の派遣対象労働者等の数	新たに派遣対象とした数					
	派遣対象から除外した数					
就労延日数	船内作業	日	日	日(日)	日	日
	はしけ作業			( )		
	沿岸作業			( )		
	いかだ作業			( )		
	船舶貨物整備作業			( )		
	倉庫作業			( )		
	合計			( )		
※ 常用労働者については、自己の指揮命令の下港湾運送の業務に従事した延日数を、⑤の派遣対象労働者については、他の事業主の指揮命令の下港湾運送の業務に従事した延日数を記入して下さい。						
教育訓練	実施状況	人員	期	日	月	年

1日でも港湾労働者として就労した人数を、「他社で派遣労働者として就労した分」を含めて記載してください。当月中に港湾荷役に従事しなかった場合は計上しません。

他社で労働者として就労した人数を記入してください。

この欄は暦日数ではなく、港湾労働者が「自社で就労した」延日数を記入する必要があります。「派遣労働者として他社で就労した分」は含めません(⑤欄に記入)。5名の労働者が全員、自社で20日間荷役作業に従事した場合は100日となります(20日ではありません)。5名の就労日数がまちまちの場合はその合計日数となります。

ハローワークで紹介を受けた日雇労働者+直接雇用の合計日数を記入します。雇用安定センターにアセスン申し込んだ作業種別に日数を記載してください。( )は内数で直接雇用数です。アセスン申し込みと本報告の担当者が異なる場合、社内で数字の共有をお願いいたします。

## とても重要！！

港湾労働者証の番号ではなく、**実際の作業種別に沿って記載してください**。例えば、沿岸で登録されている労働者(港湾労働者証が3000番台)が港湾倉庫で就労した分は、「沿岸作業」ではなく、「倉庫作業」の欄に計上してください。

品川 公共職業安定所長 殿

記載例① 沿岸6名（全員派遣登録）、船舶貨物整備2名（うち1名派遣登録）、倉庫で登録3名の事業所  
報告対象月の就業日数20日。ある報告対象月の就業日数全てについて、

- ア) 沿岸登録のうち4名は沿岸荷役に従事、残り2名は港湾倉庫荷役に従事
- イ) 船舶貨物整備登録のうち、1名は全て港湾荷役以外の業務に従事。もう1名は、7日間を派遣労働者として他の事業主の下で船舶貨物整備荷役、残り13日を自社で港湾荷役以外の業務に従事。
- ウ) 倉庫登録3名は全員港湾倉庫荷役に従事

<b>品〇〇〇</b>	① 常時港湾 運送の業務に 従事する常用 労働者	②① 常用	「10」が正しい記載 です。船舶貨物整備の うち、1名は港湾荷役 に従事していないため 計上しません。	「1」が正しい記載 です。派遣対象者の うち、沿岸の6名は 港湾派遣労働者とし て他社で就労した実 績が無いからです。	⑤ ①のうち 港湾労働者 派遣事業の 派遣対象労働者
	月末現在在籍者数	11人			7人
	当月中就労実人員	<del>11</del> 人	<b>10</b>		

就 労 延 日 数	船内作業							
	はしけ作業							
	沿岸作業	<del>120</del>	<b>80</b>					<b>0</b>
	いかだ作業							
	船舶貨物整備作業	<del>40</del>	<b>0</b>					<b>7</b>
	倉庫作業	<del>60</del>	<b>100</b>					
	合計	<del>220</del>	<b>180</b>					<b>7</b>
※ ①の常用労働者については、自 者については、他の事業主の指								

4名×20日の「80」が正しい記載です。沿岸登録のうち2名は、当月は全て倉庫荷役に従事したためです。

「0」が正しい記載です。自社で勤務していた場合も、港湾荷役作業に従事していない場合は計上しません。また、この欄には港湾派遣労働者として他社で就労した日数は計上せず、⑤欄に「7」を計上します。

倉庫登録3名×20日+沿岸登録の2名×20日の合計「100」が正しい記載です。

記載例② はしけ3名登録の事業所 報告対象月の所定労働日数20日

- ア) 事業所における、はしけ業務は報告対象月中で4日。残り16日間は全員港湾運送以外の業務に従事
- イ) 4日間のうち、3名中2名は終日、1名は午前中のみ、はしけ荷役に従事

就 労 延 日 数	船内作業							
	はしけ作業	<del>2.5</del>	<b>12</b>					
	沿岸作業							
	いかだ作業							
	船舶貨物整備作業							
	倉庫作業							
	合計	<del>2.5</del>	<b>12</b>					

「12」が正しい記載です。2名が終日、1名が半日のため、2+0.5=2.5ではありません。また、半日勤務でも0.5とせず、1日とカウントします。つまり、3名が4日間はしけ荷役に従事したため、3名×4日=12日が正しい記載となります。

# 荷 役 機 械 借 受 け 状 況 報 告

品川公共職業安定所長 殿

企 業 名  
 代表者の氏名  
 所 在 地  
 電 話

店社番号  
 品

港湾運送に係る荷役機械（小型フォークリフト）の借受け状況について、下記の通り報告します。

令和 年 月 日

(令和 年 月分)

機械の 種 類	借受け相手方の企業名	借受け延台数	うち運転手 付き延台数	備 考
小型 フォークリフト		延台	延台	
		延台	延台	
		延台	延台	
	合 計	延台	延台	

- (注) 1 船内・沿岸（関連事業・倉庫事業を含む）区域内の荷役作業において借受けた小型フォークリフト（最大荷重 10 トン未満）について、借受け相手方の企業ごとに各欄に記入して下さい。借受け相手方の欄が不足する場合は、適宜、追加して記入して下さい。
- 2 延台数は、月の初日から末日までの間に借受けた延台数（借受け相手方ごとに、日々の借受け台数を積み上げた台数）を記入して下さい。なお、1 日に数時間程度借受けた場合でも、この報告では 1 日として取り扱って下さい。
- 3 「うち運転手付き延台数」の欄は、「借受け延台数」のうち、運転手付きで借受けた延台数を記入して下さい。
- 4 この報告は、当該月の翌月 15 日までに、管轄公共職業安定所長宛提出して下さい。各欄とも該当がない場合は「該当なし」と記入して提出して下さい。
- 5 事業主が法人である場合はその主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。氏名については、記名又は署名のいずれかにより記入すること。

# 荷 役 機 械 借 受 け 状 況 報 告

品川公共職業安定所長 殿

企 業 名

代表者の氏名

所 在 地

電 話

品〇〇〇

店社番号を記入してください

港湾運送に係る荷役機械（小型フォークリフト）の借受け状況について、下記の通り報告します。

令和 年 月 日

該当なしでも毎月の提出が必要です！

令和 年 月分

種 類	借 受 け 相 手 方 の 企 業 名	借 受 け 延 台 数	う ち 運 転 手 付 け 延 台 数	備 考
小型 フォークリフト	該当なし	延台	延台	
		延台	延台	
		延台	延台	

荷役作業を下請けに出している分は、機械の借受けに該当しません。自社で港湾荷役作業を行う際に、「機械」及び「運転手付き機械」を借受けた分だけを報告していただきます。

- (注)
- 1 船内・沿岸（関連事業・倉庫事業を含む）区域内の荷役作業において借受けた小型フォークリフト（最大荷重 10 トン未満）について、借受け相手方の企業ごとに各欄に記入して下さい。借受け相手方の欄が不足する場合は、適宜、追加して記入して下さい。
  - 2 延台数は、月の初日から末日までの間に借受けた延台数（借受け相手方ごとに、日々の借受け台数を積み上げた台数）を記入して下さい。なお、1 日に数時間程度借受けた場合でも、この報告では 1 日として取り扱って下さい。
  - 3 「うち運転手付き延台数」の欄は、「借受け延台数」のうち、運転手付きで借受けた延台数を記入して下さい。
  - 4 この報告は、当該月の翌月 15 日までに、管轄公共職業安定所長宛提出して下さい。  
各欄とも該当がない場合は「該当なし」と記入して提出して下さい。
  - 5 事業主が法人である場合はその主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。氏名については、記名又は署名のいずれかにより記入すること。

# 港湾労働法適用事業所開設届

1 事業所名称

2 所在地

3 業 務 ※港湾運送事業法（又は倉庫業法）の種類

4 添付書類

- (1) 認可・認可書等・届出書類写（国土交通省関係書類） ※表紙だけではなく添付資料全て
- (2) 港湾労働関係事業所台帳
- (3) 港湾労働者証書換申請書及び港湾労働者名簿
- (4) 港湾労働者雇用届（写真、雇用保険・社会保険・厚生年金の取得等確認通知書）
- (5) 代理人選任届 ※代理人を選任する場合に限る
- (6) 雇用管理者選任届 ※法第6条により雇用管理に責任を持ちうる従業員を必ず選任
- (7) 雇用保険適用事業所台帳 ※または登記簿謄本・事務所の賃貸契約書
- (8) その他（業務委託契約書・作業指示書・会社案内）

令和 年 月 日

住 所  
事業主  
氏 名

品川公共職業安定所長 殿

# 事業所 名称 所在地 変更届

事業所の 名称		事業所 番号	品
所在地			
変更の内容 (名称) (所在地)			

上記のとおり、事業所の 名称  
所在地 を変更しましたので届けます。

令和 年 月 日

住所

事業主

氏名

〔 事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地  
法人の名称及び代表者氏名を記入すること。 〕

品川公共職業安定所長 殿

処 理 欄 (この欄には記入しないで下さい。)	受理年月日	令和 年 月 日 受理	扱者	
	雇用届	令和 年 月 日 改訂完了	扱者	
	港湾労働者証	令和 年 月 日 改訂	扱者	
	備考			

## 港湾労働法適用事業所業種変更届

1 適用事業所番号	品	
2 事業所名称		
3 事業所所在地		
4 業務の種類	変更前	変更後
	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 港湾運送事業許可・認可・届出等書類（写） <input type="checkbox"/> 港湾労働者名簿 <input type="checkbox"/> 港湾労働者雇用届 <input type="checkbox"/> 港湾労働者職種変更届 <input type="checkbox"/> その他 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">（</span> <span style="font-size: 2em;">）</span> </div>	

上記のとおり業種の変更を届けます。

令和      年      月      日

住 所  
事業主  
氏 名

品川公共職業安定所長 殿

# 港 湾 劳 働 法 適 用 事 業 所 廃 止 届

1 事 業 所 名 称

2 所 在 地

3 適 用 事 業 所 番 号      品

4 適 用 廃 止 年 月 日                      令 和      年      月      日

5 適 用 廃 止 理 由

令 和      年      月      日

住 所  
事 業 主  
氏 名

品川公共職業安定所長 殿

## 代表者変更届

代表者氏名	新	
	旧	
変更年月日		
変更の理由		

上記のとおり、代表者が変更になりましたので届けます。

令和 年 月 日

所在地

事業所名

適用事業所番号 品

代表者名

品川公共職業安定所長 殿

## 港湾労働法代理人選任・解任届

適用事業所番号	品		
代理人の 区分	選任代理人		解任代理人
事項			
職名			
氏名			
生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日	
代理事項			
選任または 解任の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
選任または解任 に係る事業所	名称		
	所在地		
	電話番号		
<p>上記のとおり代理人を選任・解任したので届けます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 事業主 氏名</p> <p>品川公共職業安定所長 殿</p>			

## 雇用管理者選任・解任届

	選 任	解 任
役 職 名		
氏 名		
選任・解任年月日		

港湾労働法第6条により雇用管理者を選任・解任しましたので上記のとおり届けます。

令和 年 月 日

所 在 地

事 業 所 名

適用事業所番号 品

代 表 者 名

品川公共職業安定所長 殿

様式第1号（第3号第2項関係）（第1面）

# 港 湾 劳 働 者 雇 用 届

※事業所番号	品							※番号	※交付年月日	令和	年	月	日
事業所名	所在地		〒										
港湾労働者氏名	男・女	年月日	住	〒									
主として港湾運送の業務に従事する港湾			主として従事している業務	1 船内作業 2 はしけ作業 3 沿岸作業 4 いかだ作業 5 船舶貨物整備作業 6 倉庫作業									
雇入れ年月日	年月日	年月日	港湾労働者派遣事業関係	1 派遣対象労働者である。 2 派遣対象労働者ではない。									
雇用期間	1 年月日から年月日まで 2 期間の定めなし 3 その他	年月日まで	取得資格		1 常時 2 年月日から年月日まで 3 その他								
社会保険関係	雇用保険	健康保険	厚生年金	金									

港湾労働法第9条第1項の規定により上記のとおり届けます。

年 月 日

住 所  
事業主 氏 名

事業主が法人である場合はその主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。

公共職業安定所長 殿



様式第1号(第3条第2項関係)(第3面)

記載要領

- 1 ※印欄は記入しないで下さい。
- 2 港湾労働者派遣事業関係欄について、派遣対象労働者であるに丸印を付ける場合には、事業主は、当該労働者の同意を必ず得ること。
- 3 主として従事している業務欄に記載されている用語の定義は以下のとおりとする。  
船内作業：港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
- はしけ作業：港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為
- 沿岸作業：港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
- いかだ作業：港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為
- 船舶貨物整備作業：港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
- 倉庫作業：港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)
- 4 主として従事している業務欄については、当該労働者が、港湾運送事業法第2条第1項第2号及び第4号に掲げる行為を行う事業の事業主に雇用されており、かつ、同法第2条第1項第2号及び第4号に掲げる行為に主として従事している場合は、船内作業及び沿岸作業の双方に丸印を付けるものとする。
- 5 取得資格欄については、届出に係る港湾労働者が派遣対象労働者である場合で、かつ、当該港湾労働者が派遣就業する業務に港湾労働法第25条第4項の厚生労働大臣が定める期間以上主として従事していない場合についてのみ記入すること。また、記入事項としては、7資格一覧表のうち、該当する資格番号を記入すること。また、届出に際しては、免許等、当該港湾労働者が上記資格を取得していることを客観的に証する書面の写しを添付すること。
- 6 社会保険関係欄には、加入している雇用保険及び社会保険欄に○を記入すること。また、届出に係る港湾労働者が雇用保険の一般被保険者であり、かつ、健康保険(日雇保険を除く。)及び厚生年金保険の被保険者であるときは、これらの社会保険の被保険者証及び被保険者資格取得確認通知書又は被保険者資格取得届の写しを被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上で添付すること。また、届出に係る港湾労働者が社会保険の資格取得届を提出中である場合には資格取得届の提出年月日を記入すること。

様式第1号(第3条第2項関係)(第4面)

7 資格一覧表

資格番号	資格名	資格概要
1	揚貨装置運転士免許	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)別表第4に規定する揚貨装置運転士免許を受けた者</li> </ul>
2	クレーン・デリック運転士免許	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)別表第4に規定するクレーン・デリック運転士免許を受けた者</li> </ul>
3	床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)別表第18第26号に規定する床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者</li> </ul>
4	移動式クレーン運転士免許	<ul style="list-style-type: none"> <li>安衛則別表第4に規定する移動式クレーン運転士免許を受けた者</li> </ul>
5	小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>安衛法別表第18第27号に規定する小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</li> </ul>
6	フォークリフト運転技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>安衛法別表第18第29号に規定するフォークリフト運転技能講習を修了した者</li> </ul>
7	フォークリフトの訓練を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港背役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者</li> </ul>
8	上記(6番、7番)以外にフォークリフトの運転ができる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(昭和47年労働省告示第113号)第2号イからホまでに掲げる者</li> </ul>
9	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>安衛則別表第6に規定する車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者</li> </ul>
10	建設機械施工管理技術検定に合格した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第3号に規定する者を除く。)</li> </ul>
11	建設機械運転科の訓練を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者</li> </ul>
12	上記(10番、11番)以外に建設機械の運転の業務ができる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第4号イからへままでに掲げる者</li> </ul>
13	ショベルローダー等運転技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>安衛法別表第18第30号に規定するショベルローダー等運転技能講習を修了した者</li> </ul>
14	ショベルローダー又はフォークローダーの訓練を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港背役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、ショベルローダー又はフォークローダーについての訓練を受けた者</li> </ul>
15	上記(13番、14番)以外にショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務ができる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第8号イからへままでに掲げる者</li> </ul>
16	不整地運搬車運転技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>安衛法別表第18第31号に規定する不整地運搬車運転技能講習を修了した者</li> </ul>
17	上記(16番)以外に不整地運搬車の運転の業務ができる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第10号イ及びロに掲げる者</li> </ul>
18	高所作業車運転技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>安衛法別表第18第32号に規定する高所作業車運転技能講習を修了した者</li> </ul>
19	玉掛け技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>安衛法別表第18第34号に規定する玉掛け技能講習を修了した者</li> </ul>
20	玉掛け科の訓練を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者</li> </ul>
21	上記(19番、20番)以外に玉掛けの業務ができる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第11号イからワまでに掲げる者</li> </ul>

(日本産業規格A列4)

## ■ 港湾労働者証の交付に使用する写真について

港湾労働者証の作成には写真の添付が必要です。写真は一般的な証明写真、データいずれでも構いませんが、いずれの場合も、以下の点に注意して撮影された写真をご提出ください。

- おおむね6か月以内に撮影した写真
- 正面向、胸から上の上半身、無帽、顔が鮮明である写真

### 〈通常の証明写真の留意点〉

1. 写真サイズは縦4cm×横3cmとしてください。複数の労働者の港湾労働者証を作成する場合、写真の読み込みに支障をきたしますので、サイズは統一してください。
2. 写真の裏面に「事業所名」と「労働者の氏名」を必ず記載してください。
3. コピー用紙に印刷された顔写真は、スキャナーで読み取った場合に不鮮明になるため、避けてください。この場合、USBメモリもしくはCD-R（RW）で提出してください。

### 〈スマートフォンやデジタルカメラなどで撮影したデータの留意点〉

1. 証明写真と同じように、胸から上の上半身を撮影してください。  
本人の判別ができない不適当な写真は、再提出いただきます（顔の写りが小さい、写真が暗い等）。デジタルカメラの場合は、横に広い写真とならないようにカメラを縦にして撮影してください。日射しの影響がないよう、なるべく屋内の白い壁を背景にして撮影してください。



適当な例



不適当な例

2. 写真のファイル名は、港湾労働者証の新番号（個人番号）と氏名にして下さい。  
（例：品 999-4001-0 氏名）  
※港湾労働者証の新番号が不明の場合は、氏名のみで差し支えありません。  
ピクセル数や画質は、VGA（640×480）～XGA（1024～768）程度の画素数で標準画質を推奨します。
3. 写真のデータはJPG形式のみです。Word・Excelにデータを張り付けたものは受付できません。
4. 提出媒体は、USBメモリもしくはCD-R（RW）のいずれかとなります。SDカードは接続できません。また、提出いただいた媒体はセキュリティの観点からハローワークで回収いたしますので、返却はできません。予めご了承ください。

## 常用労働者氏名変更届

氏 名		証番号	品
変更後の 氏 名			

上記のとおり、常用労働者の氏名の変更がありましたので届けます。

令和 年 月 日

住 所

事業主

氏 名

〔事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地  
法人の名称及び代表者氏名を記入すること。〕

品川公共職業安定所長 殿

処 理 欄 (この欄には記入しないで下さい。)	雇 用 届	令和 年 月 日 改 訂	扱 者	
	港湾労働者証	令和 年 月 日 改 訂	扱 者	
	備 考			

## 常用労働者職種変更届

証 番 号	氏 名	旧職種	新職種
品			
品			
品			
品			
品			

上記の港湾労働者の主たる職種を変更しましたので届けます。

令和 年 月 日

住 所

事業主

氏 名

品川公共職業安定所長 殿

## 港湾労働者派遣事業関係変更届

氏名		証番号	品
変更前の港湾労働者派遣事業関係	1 派遣対象労働者である。 2 派遣対象労働者ではない。		
変更後の港湾労働者派遣事業関係	1 派遣対象労働者である。 2 派遣対象労働者ではない。		

上記のとおり、港湾労働者派遣事業関係に変更がありましたので届けます。

令和      年      月      日

住所  
事業主  
氏名

事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。

品川公共職業安定所長 殿

い。 処理欄 (この欄には記入しないで下さい)	受理年月日	令和    年    月    日 受理	扱者	
	雇用届	令和    年    月    日 改訂	扱者	
	港湾労働者証	令和    年    月    日 改訂	扱者	
	備考			

## 港 湾 労 働 者 証 再 交 付 等 申 請 書

港 湾 労 働 者	氏 名		男 ・ 女	昭和  年 月 日生  平成
	住 所			
事 業 主	名 称			
	所 在 地			
港 湾 労 働 者 証		証 番 号	品	
		交付年月日	年 月 日	
再 交 付 等 を 申 請 す る 理 由				

上記により港湾労働者証の再交付を申請します。

令和 年 月 日

住 所

事業主

氏 名

〔事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地  
法人の名称及び代表者氏名を記入すること。〕

品川公共職業安定所長 殿

再 交 付 年 月 日	証 番 号	備 考
※	※	※

※印欄は記入しないこと。

## 港湾労働者証返納届

氏名		証番号	品
返納の理由・離職等年月日	1 退職		年 月 日
	2 他の部門に異動		年 月 日
	3 六大港以外の港に転勤		年 月 日
	4 死亡		年 月 日
	5 事業所廃止		年 月 日
	6 移籍・出向		年 月 日
	7 その他 具体的理由 ( )		年 月 日

※該当する項目に○を付け、事実のあった日付を記入して下さい。

上記のとおり港湾労働者証を返納します。

※返納できない場合の理由 ( )

令和 年 月 日

事業所名

担当者名

品川公共職業安定所長 殿

## 常用労働者転勤届

氏名		証番号	品
転勤前の事業所	名称		所在地
転勤後の事業所	名称		所在地
主として従事する業務			

上記のとおり、常用労働者を転勤させましたので届けます。

令和 年 月 日

住所  
事業主  
氏名

〔事業主が法人であるときは主たる事業所の所在地  
法人の名称及び代表者氏名を記入すること。〕

品川公共職業安定所長 殿

処理欄 (この欄には記入しないで下さい。)	受理年月日	令和 年 月 日 受理	扱者	
	港湾労働者証	令和 年 月 日 改訂(新番号 )	扱者	
	通 報	令和 年 月 日 付 第 号	扱者	
	雇用届の受理	令和 年 月 日 受理	扱者	
	雇用届の改訂	令和 年 月 日 改訂	扱者	
	備 考			

注) 港湾労働者証の交付を受けている労働者を、港湾労働法が適用される港湾に異動させる際に提出

# 他 港 出 張 届

1. 出張年月日                    令和    年    月    日  
 2. 出張先                            港                    埠頭  
 3. 人数                                名  
 4. 貨物・作業  
 5. 船名  
 6. 出張対象者・港湾労働者証番号・雇用形態

※枠内の記載方法

氏名：○○ ○○  
 証番号：○○○-○○○○-0

	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他
	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他
	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他
	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他
	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他
	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他
	常日 10条他		常日 10条他		常日 10条他

※常…常用港湾労働者 日…安定所紹介日雇労働者 10条…港湾労働法第10条但し書き該当者  
 他…上記以外の労働者

上記の通り労働者を上記2の港に出張させますので届けます。

令和    年    月    日

住所  
 事業主  
 氏名

品川公共職業安定所長 殿

注：他港出張届は一時的に従業員の勤務場所を変更して、その場所で自己の通常の業務を行わせるものです。継続的に従業員の勤務場所を変更する場合は常用労働者転勤届を提出してください。

様式第4号（第9条関係）日 雇 労 働 者 雇 用 届

港湾労働法第10条第2項の規定により、下記のとおり届けます。

令和 年 月 日

住所

事業主

氏名

公共職業安定所長 殿

雇用人員	人		求人年月日	令和 年 月 日		
氏 名	年齢	雇入年月日	主として従事する業務（職種）	港湾運送の業務に従事させる日	備 考	
公 共 職 業 安 定 所 の 雇 用 紹 介 者 によらな雇用する日の理由				※受付印		
				注) あっ旋申込書に記載された通知番号別に作成すること		

(注) 事業主が法人である場合はその主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。

氏名については、記名又は署名のいずれかにより記入すること。

(注) 就業開始前に公共職業安定所に届出すること。

様式第4号(第9条関係)(裏面)

記載要領

- ※印欄には、記載しないでください。
- 「主として従事する業務(職種)」欄には、次の表に該当する業務(職種)を記号で記載してください。

記号	業務(職種)	業務の定義
ア	船内作業	港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
イ	はしけ作業	港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為
ウ	沿岸作業	港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
エ	いかだ作業	港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為
オ	船舶貨物整備作業	港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)
カ	倉庫作業	港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)

- 「公共職業安定所の紹介によらないで日雇労働者を雇用する理由」欄には、次の表に該当する理由を記号で記載してください。

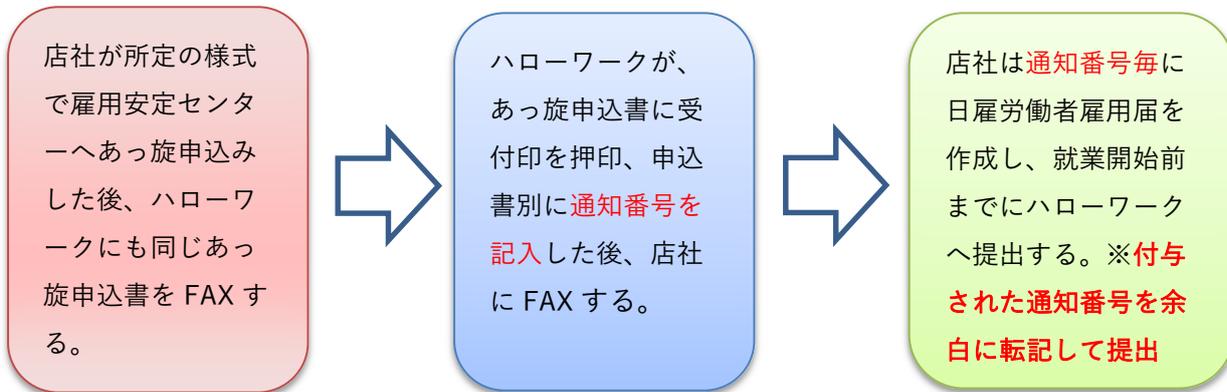
記号	理由
ア	公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないこと。
イ	公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをし、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けたにもかかわらず、当該日雇労働者が正当な理由がなく港湾運送の業務に就くことを拒み、又は当該事業主が正当な理由により当該日雇労働者の雇入れを拒んだ場合において、当該日雇労働者に代わる日雇労働者の紹介を受けることができないこと。
ウ	天災その他やむを得ない理由により緊急に港湾運送の業務を行う必要がある場合において、公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みを行ういとまがないこと。
エ	天災その他避けることができない事故により、公共職業安定所に求人の申込みをすることができないこと。
オ	職業安定法第20条の規定により、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けることができないこと。

(日本産業規格A列4)

## ■ 日雇労働者雇用届提出の流れ

日雇労働者雇用届提出に関する流れは、以下の通りになります。

雇用安定センターへのあっ旋申込みを前提に、ハローワークとの間で書類（報告）が複数回行われます。詳細は窓口やお電話でご案内しておりますので、ご不明な点をご連絡ください。



様式第4号（第9条関係） **日雇労働者雇用届** 記載例

港湾労働法第10条第2項の規定により、下記のとおり届けます。

令和 年 月 日  
 事業主 住所  
 公共職業安定所長 氏名

雇用人員	人	求人年月日	令和 年 月 日	備考
氏名	年齢	雇入年月日	主として従事する業務（職種）	1113
			港湾運送の業務に従事させる日	1114
※受付印 注）あっ旋申込書に記載された通知番号別に作成すること				1113・1114

各項目はあっ旋申込書の記載と統一してください。

HWからFAXしたあっ旋申込書に記載された通知番号を転記してください。複数の場合は、該当する全ての通知番号を記入

複数の番号を1枚の届出に記載する際には、下線を引くもしくは、1行開けるなど、通知番号に沿ったわかりやすい記載をお願いします。

●変更・追加がある場合

**変更** 港湾労働者派遣契約あつ旋申込書

令和

一般財団法人 港湾労働安定協会  
支部長 殿

HW  
印

事業所コード — —  
事業所名  
責任者名  
電 話 ( )  
F A X ( )

1111

下記により港湾労働者の派遣契約あつ旋を申し込みます。

申込業務	船内 はしけ・沿岸	申込人数 (従事する業務 に伴う責任の程)	責任者	人
就業場所	貨物		責任者以外	3 <del>5</del> 人
指揮命令者 (職名) (氏名)		作業内容 必要技能 (免許・資格)		
就業日	令和 年 月 日	就業時間	:	~
		休憩時間	:	~
		残業		有 ・ 無
集合場所		派遣料金	責任者	
集合時間	:		責任者以外	
移送方法				
交通費支給	有 ・ 無			
雨天の場合	可 ・ 否			
安全衛生				
安定協会 記入欄	受理年月日	あつ旋申込番号	港湾派遣元事業所	あつ旋結果

あつ旋申込み内容に変更がある場合は、余白に「変更」等と表示し、該当箇所を二重線で訂正の上、再度安定センターとハローワークに FAX してください。

変更・修正の場合は、通知番号に変更がありません。

いったんハローワークから受理判と通知番号を付与したあつ旋申込書を送付した後は、新たにあつ旋申込書は作成せず、通知番号が表示されたあつ旋申込書をそのまま使用してください。また、修正前の内容が分かるように、二重線で訂正してください。

# 倉庫荷役の作業状況及び出入庫量調査回答書

事業所名	所在地	
電話番号	部署・担当者	

整理番号	倉庫名称	倉庫所在地	荷役形態		下請事業所所在地番号	主な取扱貨物	令和年月日～ 令和年月日 の出入庫量		B/A × 100
			直営	下請			A 総計	B 海側	
			直営	下請			トシ	トシ	%
			直営	下請			トシ	トシ	%
			直営	下請			トシ	トシ	%
			直営	下請			トシ	トシ	%
			直営	下請			トシ	トシ	%
備考	<span style="color: red;">冷蔵倉庫の場合は備考欄にその旨を記載してください。</span> 記入例) 整理番号〇番は冷蔵倉庫								

# 倉庫荷役の作業状況及び入出庫量調査回答書

## ※記入例

事業所名		所在地					
電話番号		部署・担当者					
倉庫を管轄する事業所名(〇〇支店等)、所在地、電話番号、部署・担当者の記入をお願いします。 ※空欄箇所への記入及び記載内容に誤り、変更等があれば訂正をお願いします。							
令和5年1月1日～令和5年12月31日までの直近1年間。なお、把握が終了していない場合は入出庫量が確認できる範囲(1年間)で結構です。							
整理番号	倉庫名称	倉庫所在地	下請事業所名 所在地 電話番号	主な取扱 貨物	令和5年1月31日～ 令和5年12月31日 の入出庫量		$\frac{B}{A} \times 100$
					A 総入出庫量計	B 海側貨物の入出庫量計	
1					トン	トン	%
2							%
3							%
4							%
5	A倉庫	港区海岸9-9-45			トン	トン	%
備考	冷蔵倉庫の場合は備考欄にその旨を記載してください。 記入例) 整理番号〇番は冷蔵倉庫						

当該倉庫で扱われた海側貨物の入出庫量を1年間のトータルで記入してください。扱いが無くゼロであっても、「0」と記入して提出してください。

当該倉庫で取り扱われた全ての貨物に対する入出庫量を1年間のトータルで記入してください。

廃止のものがあれば線を消して、廃止年月日を記入してください。倉庫名や、住所の違いがあるときは、その部分を線で消して訂正してください。

# 港湾倉庫通知見本

品職発〇〇第〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇倉庫株式会社  
事業主殿

品川公共職業安定所長

## 港湾労働法適用倉庫調査結果について（適用通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、港湾労働行政の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般の「港湾倉庫」に係る入出庫量調査に基づき、関東運輸局長に意見照会した結果、貴事業所の下記倉庫を港湾労働法第二条第二号ロ並びに港湾労働法施行令第二条第三号及び第四号に規定される「港湾倉庫」に該当するものと確認いたしましたので通知いたします。

既に手続きが完了している事業主を除き、港湾労働法適用事業所開設手続きと港湾労働者雇用届の提出が必要になります。品川公共職業安定所港湾労働課までご来所ください。

整理番号	倉庫名	所在地
〇〇〇	■倉庫	港区海岸〇—〇—〇
●●●	□物流センター	大田区城南島×—×—×

\* 倉庫荷役作業を下請事業者へ委託もしくは協定会社等が実施している場合には、該当倉庫が港湾倉庫であることを伝達してください。

\* 本通知は次回の港湾倉庫調査まで有効となります。港湾労働者雇用届、港湾労働者就労状況等報告等各種届出及び報告の提出時に添付していただく場合がありますので、大切に保管してください。

\* 倉庫業を廃止した場合等、港湾倉庫としての要件を満たさなくなった場合には、品川公共職業安定所港湾労働課までご連絡下さい。

\* 上記の通知内容は、ご提出いただいた「入出庫量調査回答書」及び実態調査で確認した内容に基づいております。関東運輸局へ変更の届出がなされていない場合には、その登録内容と相違する場合があります。

\* 港湾倉庫調査は1～3年ごとに実施しています。次回は令和8年度に実施を予定しております。